

# 令和8年度 高校生向け準中型免許取得費用助成事業実施要領

令和8年4月1日  
一般社団法人徳島県トラック協会

徳島県内の高校生で、徳島県内のトラック運送事業者ドライバーとして就職する者を対象に、準中型免許の取得に係る教習所の受講費用を助成する。

## 1. 予算額

令和8年度 200万円 ※予算に達し次第終了

## 2. 助成対象者

高等学校に在籍し、令和8年度中に徳島県内のトラック運送事業者（※1）にドライバー又はドライバー候補として内定を受けている者。

※1 トラック運送事業者とは、一般貨物自動車運送事業の営業用トラック（緑色ナンバープレートのトラック）を保有する会社のことであり、自家用トラック（白色ナンバープレート）及び貨物軽自動車（黒色ナンバープレート）のみの会社は対象としない。

## 3. 助成額

準中型免許の取得に係る教習所の受講費用の全額を助成する。

※教習所等への通学費用や自動車運転免許試験場でかかる費用等は助成対象外。

## 4. 実施期間等

実施期間は、令和8年4月1日～令和9年3月31日とする。

期間内に内定を受けた後、申請、免許取得、報告を順に行うこと。

報告後、1か月以内に助成金を振り込む。

## 5. 取り消しと返還

就職前に内定を辞退した場合や本人の過失により内定が取り消された場合は、本助成金の取り消し、又は既に交付した本助成金の返還を請求する。

また、入社後6か月以内に自己都合にて退職した場合は、既に交付した本助成金の返還を請求する。

## 7. 交付要綱

「高校生向け準中型免許取得費用助成事業交付要綱」のとおり

## 8. その他

- ・領収証の宛名は本人又は保護者であること。また免許の区分を明記してもらうこと。
- ・受付期間内であっても申請額が当年度の予算額に達した時点で受付を終了することとする。

- ・「マイナ免許証」の券面からは運転免許の免許情報が確認できないため、マイナ免許証のみを保有しているときは、マイナポータルにログインするか、「マイナ免許証読み取りアプリ」を利用して、免許情報を表示した画面を印刷したものを提出すること。

**【申請の流れ】（全てを実施期間内に行うこと）**

- (1) 徳島県内のトラック運送事業者から内定を受ける。
- (2) 徳島県トラック協会へ助成金の申請書（様式第1号）を提出。
- (3) 助成金の申請が受付されたら自動車学校へ入校、免許取得。
- (4) 免許取得後、徳島県トラック協会に報告書及び請求書（様式第2号）を提出。
- (5) 1か月以内に助成金が振込まれる。

## 高校生向け準中型免許取得費用助成事業交付要綱

令和7年4月1日制定  
一般社団法人徳島県トラック協会

### 第1条(目的)

トラック運送事業のドライバー不足及びドライバーの高齢化に対応するため、トラック運送業界への就職を目指す高校生に対し、準中型免許の取得に係る費用を助成することにより若年ドライバーを拡大し、以て輸送力の確保、魅力ある業界を確立することを目的とする。

### 第2条(助成対象)

助成の対象は、準中型免許の取得に係る自動車教習所等で要した費用とする。  
また、原則として徳島県指定自動車教習所(別紙)での取得に限る。

### 第3条(対象者)

申請時に高等学校に在籍し、徳島県内の一般貨物自動車運送事業者にドライバー又はドライバー候補として内定を受けている者とする。

### 第4条(期間)

毎年実施要領で定める実施期間内に徳島県指定自動車教習所に入校し、助成対象の免許を取得することとする。

なお、実施期間内であっても申請額が当年度の予算額に達した時点で受付を終了することとする。

### 第5条(助成金額)

助成金額は、毎年実施要領で定めることとする。

### 第6条(申請)

助成金の交付を受けようとする者は、「高校生向け準中型免許取得費用助成金申請書」(様式第1号)により徳島県トラック協会へ申請しなければならない。

### 第7条(報告及び請求)

助成金の交付を受けようとする者は、免許取得後、期日までに「高校生向け準中型免許取得費用助成金報告書及び請求書」(様式第2号)を徳島県トラック協会に提出しなければならない。

### 第8条(助成金の交付)

徳島県トラック協会は、第7条の報告及び請求があった場合は、速やかに提出書類を審査し、条件に適合すると認めるときは、申請者に対して助成金を交付する。

## 第9条(助成金の返還)

以下のいずれかに抵触する場合、申請者は助成金の全額を徳島県トラック協会へ返還しなければならない。

1. 就職前に内定を辞退した場合や、本人の過失により内定が取り消されたとき。
2. 入社後6か月以内に自己都合にて退職したとき。
3. この要綱その他徳島県トラック協会が定める事項に違反したとき。
4. 書類などに虚偽の事実が判明したとき。

### 【附 則】

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。